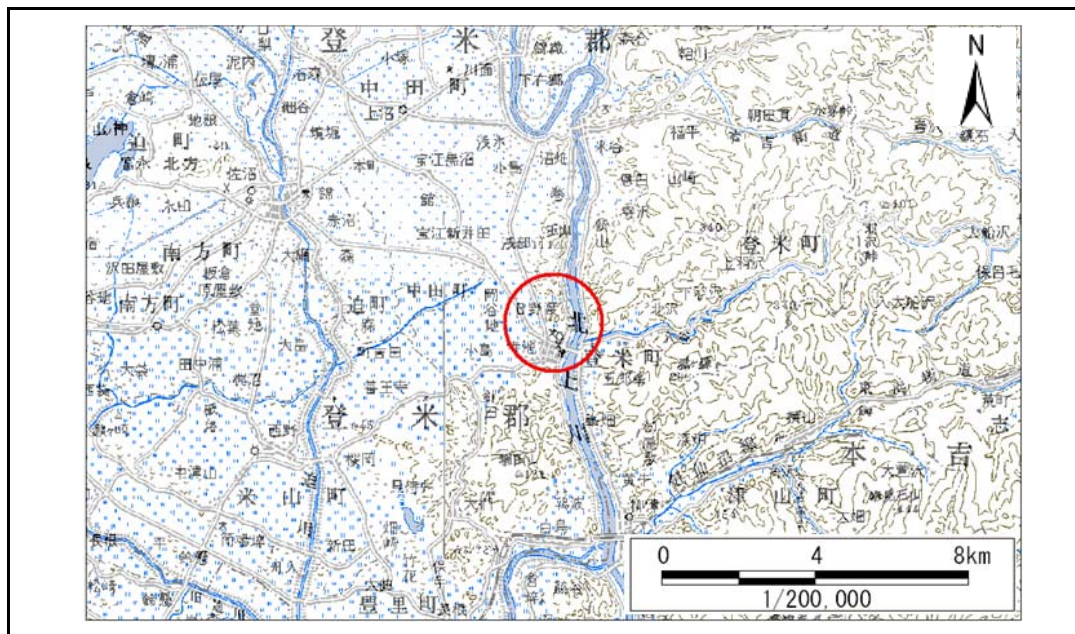


# 土砂災害警戒区域等の指定の告示に係る図書(その1)

告示番号	宮城県告示第176号
告示年月日	平成27年2月24日

自然現象の種類	急傾斜地の崩壊
箇所番号	Ⅱ-自-1606(1321001606)
箇所名	上町の6
所在地	登米市登米町寺池上町
調査機関	宮城県東部土木事務所登米地域事務所



位置図 (S=1:200,000)



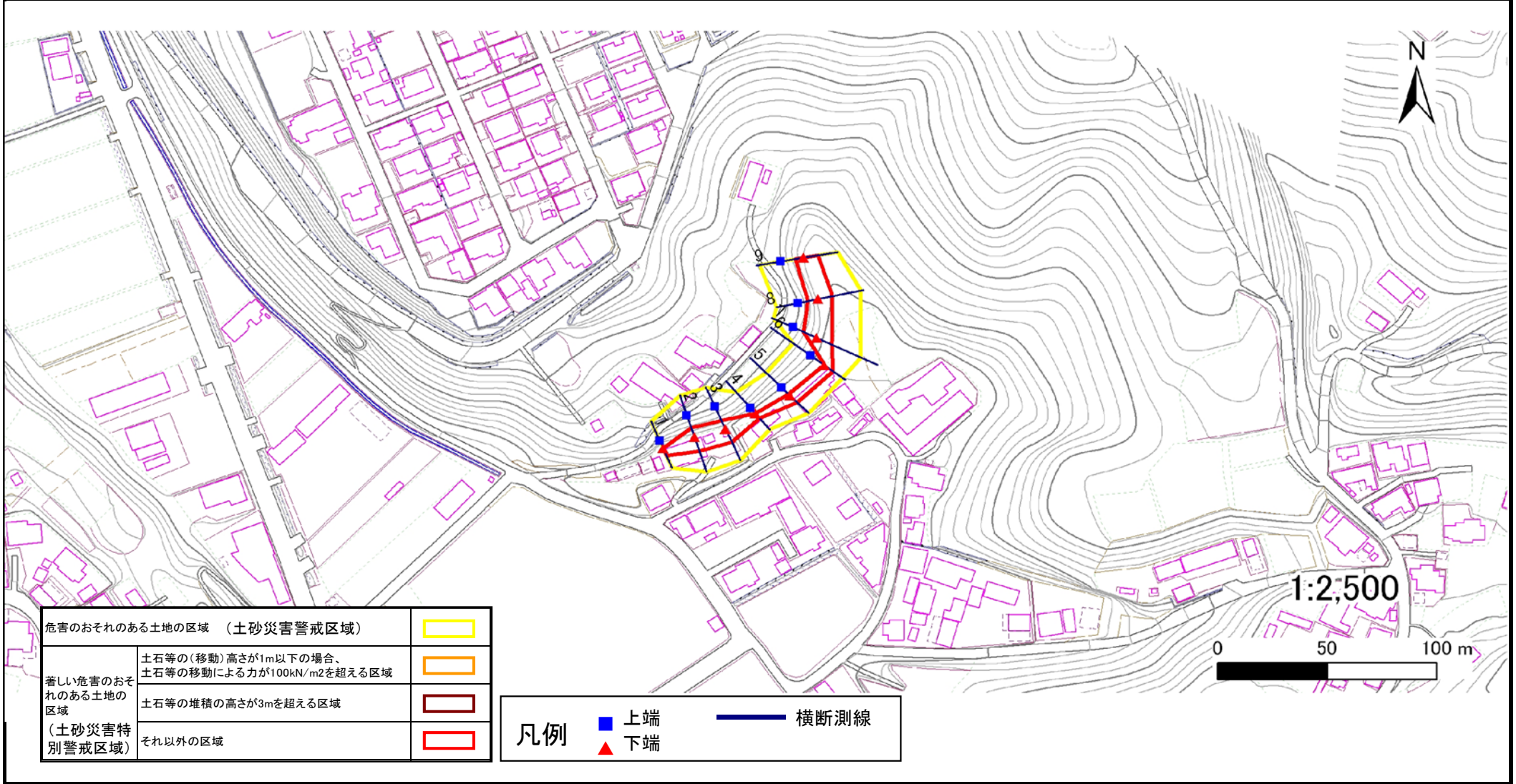
位置図 (S=1:25,000)

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図200000(地図画像)及び数値地図25000(地図画像)を複製したものである。(承認番号 平25情複、第211号)

# 土砂災害警戒区域等の指定の告示に係る図書(その2)

告示番号	宮城県告示第176号
告示年月日	平成27年2月24日
調査年度	平成24年度

急傾斜地の位置	箇所番号	II-自-1606(1321001606)	箇所名	上町の6	所在地	登米市登米町寺池上町
---------	------	-----------------------	-----	------	-----	------------



危害のおそれのある土地の区域 (土砂災害警戒区域)		
著しい危害のおそれのある土地の区域 (土砂災害特別警戒区域)	土石等の(移動)高さが1m以下の場合、土石等の移動による力が100kN/m <sup>2</sup> を超える区域	
	土石等の堆積の高さが3mを超える区域	
それ以外の区域		

凡例		上端		横断測線
		下端		

## 土砂災害警戒区域等の指定の告示に係る図書(その3)

告示番号	宮城県告示第176号
告示年月日	平成27年2月24日

急傾斜地の位置	箇所番号	II-自-1606(1321001606)	箇所名	上町の6	所在地	登米市登米町寺池上町											
横断側線の区間	土石等の移動により建築物の地上部に作用すると想定される力				土石等の堆積により建築物の地上部に作用すると想定される力				横断側線の区間	土石等の移動により建築物の地上部に作用すると想定される力				土石等の堆積により建築物の地上部に作用すると想定される力			
	土石等の(移動)高さが1m以下の場合、土石等の移動による力が100kN/m <sup>2</sup> を超える区域		それ以外の区域		土石等の堆積の高さが3mを超える区域		それ以外の区域			土石等の(移動)高さが1m以下の場合、土石等の移動による力が100kN/m <sup>2</sup> を超える区域		それ以外の区域		土石等の堆積の高さが3mを超える区域		それ以外の区域	
	力の大きさ のうち最大 のもの (Kn/m <sup>2</sup> )	土石等 の高さ (m)	力の大きさ のうち最大 のもの (Kn/m <sup>2</sup> )	土石等 の高さ (m)	力の大きさ のうち最大 のもの (Kn/m <sup>2</sup> )	土石等 の高さ (m)	力の大きさ のうち最大 のもの (Kn/m <sup>2</sup> )	土石等 の高さ (m)	力の大きさ のうち最大 のもの (Kn/m <sup>2</sup> )	土石等 の高さ (m)	力の大きさ のうち最大 のもの (Kn/m <sup>2</sup> )	土石等 の高さ (m)	力の大きさ のうち最大 のもの (Kn/m <sup>2</sup> )	土石等 の高さ (m)	力の大きさ のうち最大 のもの (Kn/m <sup>2</sup> )	土石等 の高さ (m)	
1 ~ 2	-	-	88.79	1.00	-	-	10.70	2.12	~								
2 ~ 3	-	-	88.79	1.00	-	-	8.92	1.77	~								
3 ~ 4	-	-	83.98	1.00	-	-	11.44	2.26	~								
4 ~ 5	-	-	58.71	1.00	-	-	11.44	2.26	~								
5 ~ 6	-	-	59.94	1.00	-	-	10.19	2.02	~								
6 ~ 7	-	-	99.50	1.00	-	-	12.18	2.41	~								
7 ~ 8	-	-	99.50	1.00	-	-	12.83	2.54	~								
8 ~ 9	-	-	86.97	1.00	-	-	12.83	2.54	~								
~																	
~																	
~																	
~																	
~																	
~																	
~																	
~																	
~																	
~																	
~																	
~																	
~																	
~																	
~																	
~																	
~																	
~																	
~																	
~																	
~																	
~																	